

第2次守谷市環境基本計画

(豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや)

概 要 版

平成28年8月



守谷市

■計画の概要

1 計画の目的・役割

守谷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、

- ・守谷市に関係するすべての人たちと協力し、先人から受け継いだ清流と豊かな緑につつまれた自然環境並びに歴史と伝統を守っていく責務を果たす。
- ・現在及び将来の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受できる環境に発展させ、次の世代に継承する。

ことを趣旨として定められた「守谷市環境基本条例（以下「基本条例」という。）」第3条に示される4つの基本理念に沿って、基本条例第11条に基づいて策定するものです。

また、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民、事業者、市それぞれの環境に対する共通認識を形成し、各主体が、より望ましい環境づくりに取り組むための指針となるものです。そして、環境分野の個別計画を総括するとともに、幅広い分野において展開される各種事業・施策を、環境の面から望ましい方向へ誘導する役割を有するものでもあります。

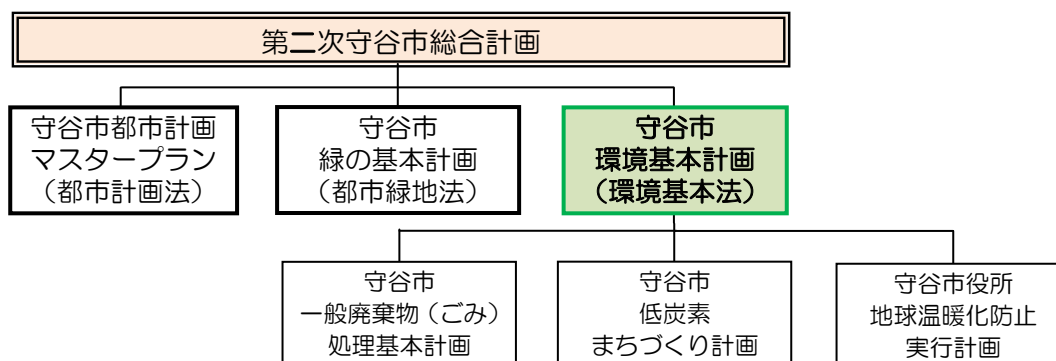
今回策定した第2次守谷市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、先の守谷市環境基本計画に引き続き、守谷市の環境保全を市民（通勤・通学・滞在者、市民団体を含む。以下同じ。）、事業者、市が一体となって、総合的、計画的に推進していくことを目的としています。

～基本条例 4つの基本理念（第3条）～

- ①環境の保全は、現在及び将来の世代の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受するとともに、人類の存続基盤である地球環境を良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。
- ②環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下で、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が実現されるよう推進されなければならない。
- ③環境の保全は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ④環境の保全は、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等との調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。

2 計画の位置付け

環境基本計画は、守谷市における全ての計画の上位計画として位置付けられる「第二次守谷市総合計画」（以下「総合計画」という。）に即する、環境面の総合的な基本計画です。また、守谷市のまちづくりの基本方針である「守谷市都市計画マスタープラン」や緑のオープンスペースに関する総合的な計画「守谷市緑の基本計画」などとの整合を図ります。



3 計画の期間

計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。

なお、社会環境や行政課題などの変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

対象地域は、守谷市全域です。

また、対象とする分野は、「自然環境」、「生活環境」、「環境活動」です。

○自然環境

自然環境の保全、耕作放棄地、固有生態系の維持、地球温暖化の防止など

○生活環境

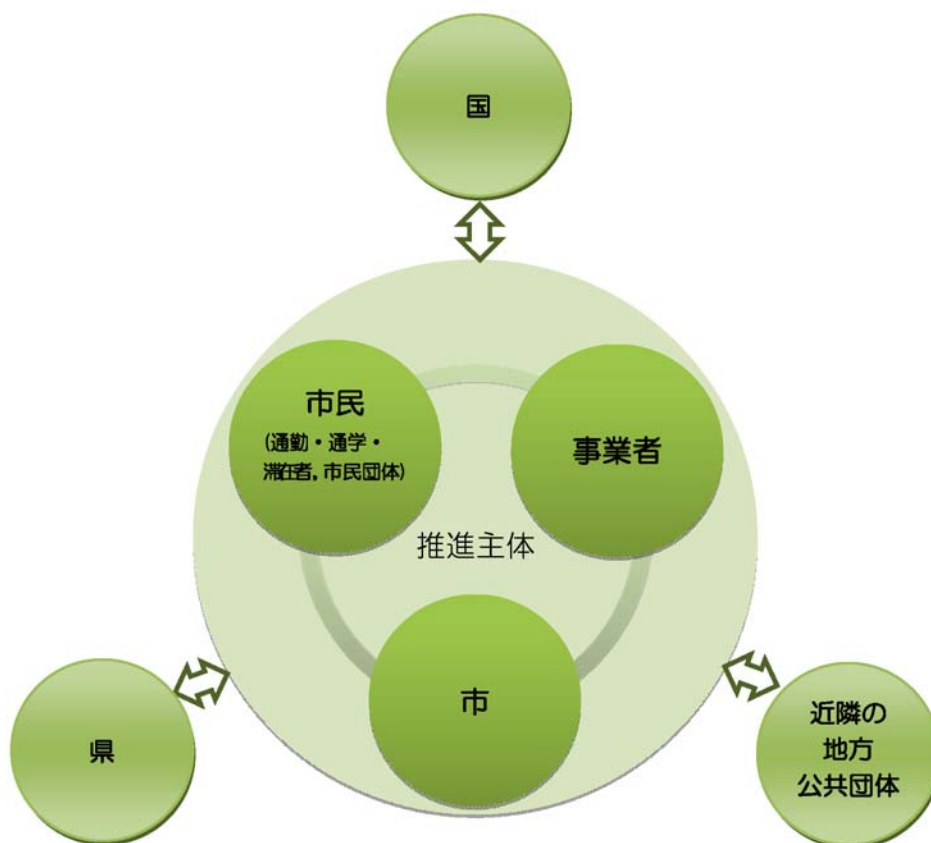
公害問題、放射能問題、環境美化活動、空き家問題、ごみ減量化など

○環境活動

環境教育、環境学習、市民団体による里地・里山の保全活動など

5 計画の推進主体

本計画では、市民や事業者など市に関わる全ての方々を推進主体とします。さらに、市域を超えて広域的な取組が必要となる場合には、国、県、近隣の地方公共団体などとも連携を深めることにより本計画を推進していきます。



■計画の体系、基本目標、その目標に向けた取組

本計画では、守谷市が目指す望ましい環境像を「豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや」とします。

そして、その環境像を実現するために、「自然環境」、「生活環境」、「環境活動」の分野について、守谷市の現状や課題から、3つの基本目標と6つの取組を設定し環境施策を推進します。

【守谷市が目指す望ましい環境像】

豊かな自然と快適な暮らしを 未来へつなぐまち・もりや

この地に残された自然がもたらす多くの恵みと、これまで築いてきた安全で快適な生活が融合したまちを、未来の世代に引き継いでいきます。

また、その取組が地球規模での環境保全に結びついていきます。

① 「豊かな自然」

アンケート調査結果では、約8割の市民が守谷の自然環境に満足しています。

② 「快適な暮らし」

東洋経済新報社が公表している「住みよさランキング」で、守谷市の居住環境は全国トップクラスと評価されています。

③ 「未来へつなぐ」

市民、事業者、市がそれぞれの立場で協働し、恵まれた環境を将来に引き継いでいきます。

(1) 自然環境について

基本目標 1

豊かな自然の恵みを守りながら活用します

市内には、動植物の貴重な生息・生育環境となっている豊かな自然環境が今なお残されていることから、これらの管理・保全に引き続き取り組みます。また、環境にやさしい新エネルギーを暮らしの中に活用していく取組などを進めます。

取組 1

残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ

(生態系としての機能を維持し、自然環境を守るために)

市民、事業者の行動

- ◆ 現存する自然環境を管理・保全します。
- ◆ 市の自然環境保全の取組に、積極的に参加・協力します。
- ◆ 保存緑地・保存樹木などの緑の保全整備事業に協力します。
- ◆ 緑地の保全、公開空地の創出や緑化に努めます。
- ◆ 耕作放棄地解消のために、新たな農業担い手の育成や農地集約化に取り組みます。
- ◆ 特定外来生物などを育てない・飼わないを徹底し、生息・生育を確認した場合は市に連絡するとともに、植物については処分するよう努めます。



市の行動

- ◆ 保存緑地や保存樹木などの保全整備制度を推進します。
- ◆ 稲戸井調節池、愛宕谷津など、動植物の生息・生育場所、休息地の確保に取り組みます。
- ◆ まち並みを演出する街路樹の整備を進めます。
- ◆ 水源のかん養に効果を発揮する斜面林などの保全に努めます。
- ◆ 耕作放棄地解消のために、新たな農業担い手の育成や農地中間管理機構を活用した農地集約化の促進、農業経営企業の誘致を検討するなど、農地の有効活用を進めます。
- ◆ 特定外来生物などの防除を行います。

取組 2

環境に負荷が少ないエネルギーを有効に活用する

(地球温暖化を防止するために)

市民、事業者の行動

- ◆ エコカーの購入や、公共交通機関や自転車の利用に積極的に取り組みます。
- ◆ 電化製品の待機時消費電力の削減など、すぐにできることからエネルギーの節約に取り組みます。
- ◆ 省エネルギーにつながるグリーンカーテンの活用に取り組みます。
- ◆ 近隣の環境に配慮した上で、新エネルギーの積極的な導入に努めます。
- ◆ エネルギーの使用状況が分かるスマートメーターなどの活用に取り組みます。
- ◆ 災害への備えにもなる、蓄電池などによる「蓄エネ」に取り組みます。



市の行動

- ◆ 国の指針に基づき、温室効果ガス排出削減に向けた目標の設定や、地球温暖化によるさまざまな影響を最小化、又は回避できるよう、中長期的視野をもった施策を検討します。
- ◆ エコカーの導入に取り組むとともに、積極的な公共交通機関や自転車の利用を周知啓発します。
- ◆ 温室効果ガスの排出削減に向けて、すぐにできることから省エネルギーに取り組むとともに、積極的に周知啓発を行います。
- ◆ 省エネルギーにつながるグリーンカーテンの周知啓発を行います。
- ◆ 新エネルギーの導入に努めるとともに、積極的に周知啓発を行います。
- ◆ エネルギーの使用状況が分かるスマートメーターなどの周知啓発を行います。
- ◆ 災害への備えにもなる、蓄電池などによる「蓄エネ」の周知啓発を行います。

(2) 生活環境について

基本目標 2

良好な生活環境を維持し、さらに向上させます

守谷市では、大規模住宅地への入居促進やつくばエクスプレス（TX）の開通などにより人口が急増し、生活環境が変化しました。今後は、環境に配慮した生活や社会活動の推進とともに、潤いと安らぎのある都市空間を維持・向上させ、自然環境と調和した快適な生活が送れるまちづくりを進めます。

取組 3

安全・快適な暮らしを守る

（誰もが気持ちよく健やかに生活、活動できるように）

市民、事業者の行動

- ◆ 水質悪化につながる物質の排水については、適切な処理を行います。
- ◆ 生活の中や事業活動における、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、光害の防止に努めます。
- ◆ 空き缶・タバコのポイ捨て、ごみの不法投棄、廃棄物の焼却、犬のふんの放置は行いません。
- ◆ 公園、緑地などの清掃・美化活動に積極的に参加します。
- ◆ ごみ集積所の美化に努めます。
- ◆ 住居・事業所を使わなくなった場合には、引き続き適正に維持管理します。



市の行動

- ◆ 生活の中や事業活動における、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、光害の防止の周知指導に努めます。
- ◆ 市内各公共施設などにおける放射線量を定期的に測定し、結果を公表します。
- ◆ 生活マナーの向上や環境美化活動への参加を促すための広報・周知活動を展開します。
- ◆ ごみの不法投棄防止のためのパトロールや、啓発活動を行います。
- ◆ 空き家の状況把握を行い、所有者に対し適正な管理を促すとともに、有効活用などにより、管理が行き届かない空き家の増加抑制に努めます。

取組 4

ごみ減量と資源化を促進する

（資源の有効活用を進めていくために）

市民、事業者の行動

- ◆ 生活習慣を見直し、必ずしも必要でないものの購入や消費を控え、ごみを少なくする生活に努めます。
- ◆ 商品購入の際は、エコマークやグリーンマークつき商品など、環境に配慮した商品を選択し、使い捨て商品を購入しないよう努めます。
- ◆ 再資源化をすすめ、ごみ排出量の削減に努めます。
- ◆ リサイクル伝言板を利用し、リユース（再使用）に協力します。
- ◆ ごみをきちんと分別し、効率的なごみ処理に協力します。
- ◆ 生ごみの水切りや堆肥化などへの取組により、可燃ごみの減量に努めます。

市の行動

- ◆ 焼却ごみを減らすために、事業者に対して包装の簡易化を要請するとともに、消費者のエコバッグ利用を促進します。
- ◆ ごみを資源に変えるために、リサイクル伝言板の運営を継続するとともに、3Rの推進に取り組みます。
- ◆ ごみ分別を周知・徹底し、各家庭や事業所からのごみ排出量の削減に努めます。
- ◆ ごみを減らす工夫や取組を紹介・提案し、ごみを減らす意識の向上につなげます。

(3) 環境活動について

基本目標 3

豊かで良好な環境を未来へ引き継ぐ取組を進めます

環境保全に関する情報をより多く収集し、環境の仕組みやその重要性などを周知するとともに、より深く理解してもらうため、環境教育・環境学習の場や機会の提供を行い、環境保全に向けた活動に取り組めます。

取組 5

環境教育・環境学習を推進する

(環境を知り、大事にする人たちを増やしていくために)

市民、事業者の行動

- ◆ 自然観察会や出前授業など、環境教育・環境学習や体験学習の場や機会の充実に協力します。
- ◆ 環境に関する活動やセミナー、シンポジウムなどに積極的に参加するとともに、開催に協力します。
- ◆ 幼少期から自然の恵みを体感できるように、子育てサークルや里地・里山団体などが連携して、食育活動や木育活動などの自然体験、環境学習、体験学習に取り組めます。

市の行動

- ◆ 広報紙や市ホームページなどにより、守谷市の環境に関する情報や、市民の先進取組事例などを紹介します。
- ◆ 自然観察会や里地・里山の保全活動などの周知を行い、広く参加を呼びかけます。
- ◆ 環境教育・環境学習や体験学習を、小中学校で展開していくよう努めるとともに、高等学校においても展開していくよう働きかけます。
- ◆ 市民大学に環境コースを設置するなど、環境教育・環境学習や体験学習に誰もが、主体的に参加できるような機会の創出に努めます。



環境教育を受ける子どもたち

取組 6

環境に配慮した活動の輪を広げる

(環境活動の効果的な推進のために)

市民、事業者の行動

- ◆ 自然観察会や里地・里山の保全活動などの自然環境啓発活動に参加します。
- ◆ それぞれが持つ専門知識を、環境教育・環境学習や体験学習に役立てます。
- ◆ 里地・里山の保全活動（間伐、枝払い、清掃など）を推進します。
- ◆ 里地・里山の保全活動には、正しい知識と技術が必要なことから、ミュージアムパーク茨城県自然博物館や茨城県生物多様性センターの助言を受けるなど、人材育成に努めます。
- ◆ 環境に関する活動では、世代間の垣根を越え一体となって活動を行うとともに、後継者育成に取り組めます。
- ◆ 市民活動団体などが連携して情報・技術・労力などを共有し、活動を活性化させます。

市の行動

- ◆ 子どもが参加しやすい地域の環境活動を推進します。
- ◆ NGO／NPOや市民活動団体など、世代や性別を越えた活動や団体間をつなぐ組織づくりを支援し、課外学習や地域活動における交流の機会の提供に努めます。
- ◆ 公園などの里親制度・維持管理団体制度を推進します。
- ◆ 専門的な知識を有するミュージアムパーク茨城県自然博物館や茨城県生物多様性センターの助言を受けるなど、人材育成に努めます。



親子自然体験（田植え）

■計画の推進及び進行管理

1 計画の推進

(1) 市民、事業者、市の協働

本計画の実効性をより高めるためには、市民、事業者と市が環境の保全に対する共通の認識を持ち、それぞれの役割を分担し、相互の連携・協力が図れるような取組が必要となります。

市民や事業者からの提言などが反映されるよう配慮しながら、環境問題に関する施策、事業を推進していきます。

(2) 環境情報の収集・発信

環境施策を効果的・計画的に推進するために、地域を越えて広く環境に関する情報を収集し、広報紙や市ホームページなどを通じて市民・事業者などに発信し、環境に関する情報を共有します。

(3) 環境教育・環境学習の推進

事業者や市は、職員に対して、環境教育・環境学習への参加奨励を行い、地域の環境保全活動などに率先して参加できる人材の育成に努めます。

また、市民、事業者の環境保全への理解と積極的な活動を進めるため、環境教育・環境学習の場や機会の提供を行います。

(4) 近隣の地方公共団体、関係機関などとの連携

市は、近隣の地方公共団体と共通する環境問題への対応について、国、県、近隣の地方公共団体、関係機関などとの連携・協力を図りながら、広域的な視点から施策、事業の推進に取り組みます。

2 計画の進行管理

本計画の実現に向けた継続的な改善を行うために、**P**（Plan：計画）、**D**（Do：実施）、**C**（Check：点検・評価）、**A**（Action：改善）サイクルを活用して適切な進行管理をしていきます。

毎年度、本計画に掲げる各取組における「環境指標」の達成状況を把握・評価した結果や、市の環境調査の結果などをまとめた報告書を作成し、その内容を全職員で共有するとともに、環境審議会に報告し、精査を受けた上、市ホームページなどを活用して市民や事業者などに公表します。

また、進捗状況の遅れが見られる場合には、要因などの分析を行い、施策の改善・見直しを行います。

第2次守谷市環境基本計画

（豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや）概要版 平成28年8月発行

発行：守谷市

編集：生活経済部 生活環境課

〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の1

電話 0297-45-1111（代表） FAX 0297-45-6526

ホームページ <http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>